

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めてまいります。

---

◎認定第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第1、認定第1号 令和元年度小坂町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の認定を議題といたします。

本件に関し、決算特別委員長のご報告を求めます。

委員長。

〔決算特別委員長 亀田利美君登壇〕

○決算特別委員長（亀田利美君） おはようございます。

認定第1号 令和元年度小坂町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の認定に関する報告書。

決算の内容。

一般会計について。

令和元年度小坂町一般会計歳入歳出決算は歳入総額45億3,366万9,919円、歳出総額44億518万2,960円であり、歳入歳出差引額は1億2,848万6,959円であります。

このうち、翌年度へ繰り越すべき財源2,104万9,000円を除いた実質収支額は、1億743万7,959円であります。

歳入では、調定額45億6,839万9,635円に対して2,272万9,485円（0.5%）の収入未済額が生じたほか、1,200万231円（0.3%）を不納欠損として処理しております。

歳出決算においては6,586万3,040円の不用額を生じていますが、その主なものは、2款総務費1,275万741円、3款民生費866万6,696円、4款衛生費538万3,996円、8款土木費706

万4,901円、10款教育費1,915万7,311円などで、各節端数の累計的なものや経費節減等によるほか、予算整理の不足も散見されました。

歳入の収納状況は、調定額に対する収入率で99.2%（前年度98.9%）となっております。

歳出の執行状況は、執行率で98.5%（前年度98.8%）となっております。

特別会計について。

8の特別会計の状況は次のとおりであります。

国民健康保険特別会計決算は、歳入総額5億7,222万266円、歳出総額5億6,550万1,872円で、差引額は671万8,394円となっております。

なお、国民健康保険財政調整基金の年度末残高は1億2,795万1,276円となっております。

後期高齢者医療特別会計決算は、歳入総額7,447万2,387円、歳出総額7,446万887円で、差引額は1万1,500円となっております。

介護保険特別会計の保険事業勘定決算は、歳入総額7億6,463万4,505円、歳出総額7億6,620万4,912円で、差引157万407円の不足額を生じております。この不足額は、翌年度繰上充用金で補てんしております。

また、介護サービス事業勘定決算は、歳入総額323万467円、歳出総額323万467円で、差引額はゼロ円となっております。

歯科診療所特別会計決算は、歳入総額5,713万8,936円、歳出総額5,713万8,936円で、差引額ゼロ円となっております。

なお、歳入においては一般会計から1,491万9,416円を繰り入れております。

中小企業従業員退職金等共済事業特別会計決算は、歳入総額1,025万9,147円、歳出総額1,025万147円で、差引額ゼロ円となっております。

なお、歳入においては一般会計から9,000円を繰り入れております。

また、基金残高は3,591万7,084円となっております。

菅原ヤエ奨学資金特別会計決算は、歳入総額173万4,768円、歳出総額173万4,768円で、差引額ゼロ円となっております。

なお、元年度の貸付対象者は1名であります。

下水道事業特別会計決算は、歳入総額2億6,981万6,588円、歳出総額2億6,968万7,788円で、差引額は12万8,800円となっております。

このうち前年度繰越明許費繰越額が382万520円となっております。

なお、歳入においては一般会計から1億1,495万1,298円を繰り入れております。

小坂財産区特別会計決算は、歳入総額324万3,261円、歳出総額258万5,710円で、差引額は65万7,551円となっております。

水道事業について。

給水人口が4,749人（前年度4,810人）、総配水量が49万8,123<sup>m</sup>（前年度50万6,871<sup>m</sup>）となっております。

建設改良工事は配水施設改良として、鵜地区に配水管を布設し、また渡ノ羽地区に消火栓を1基設置しております。

水道事業の収益的収支は事業収益2億5,341万1,763円、事業費用2億5,196万6,952円となっており、差引額144万4,811円となっております。

また、資本的収支は資本的収入4,985万5,800円、資本的支出1億7,642万7,993円で、差引1億2,657万2,193円の不足額を生じております。この不足額は、現年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金で補てんしております。

議決の内容。

令和元年度の財政状況を普通会計ベースで見ると、財政構造の弾力性・硬直化を示す経常収支比率は99.1%、実質公債費比率は15.7%、将来負担比率は103.7%となっております。このように令和元年度一般会計の財政状況は数値そのものに限ってみれば健全な状態ではありますが、今後も公債費の増加を見込まれることから、財政指標に留意し、しっかりとした事業計画を立て将来を見据えた財政運営を図られたい。

各会計においても諸支出の節減に努めながら、おおむね計画的に執行されており本決算は適正なものとして認め、全会一致で認定すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

なお、審議の過程において述べられた意見のうち特記すべき事項は次のとおりであります。

#### 記

1、計画した事業を確実に実施するとともに、年度途中で事業計画を精査するなどして有効な予算の執行を図られたい。

2、町民の安心・安全のためにも、災害や交通事故、防犯に備えた態勢の整備や適切な情報発信に努められたい。

上記のとおり小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。  
〔「休憩お願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 休憩します。

休憩 午前10時13分

〔中小企業従業員退職金等共済事業特別会計決算の歳出総額を「1,025万9,147円」に訂正〕

再開 午前10時15分

○議長（目時重雄君） 再開いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより認定第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

認定第1号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、本件は認定することに決定いたしました。

---

### ◎議案第83号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第2、議案第83号 小坂町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 亀田利美君登壇〕

○産業教育常任委員長（亀田利美君） 議案第83号 小坂町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例制定についての報告書。

議案の要旨。

子育て世帯の支援を図るために、町内の全ての児童が年齢にかかわらず、無償で保育所等を利用できるように、条例を改正しようとするものであります。

議案可決の理由。

本議案は、幼児教育の重要性や少子化対策の観点などから、町独自の幼児教育の無償化の拡充を図るものであり、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第83号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第83号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第83号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎議案第84号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第3、議案第84号 小坂町康楽館使用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。  
委員長。

〔産業教育常任委員長 亀田利美君登壇〕

○産業教育常任委員長（亀田利美君） 議案第84号 小坂町康楽館使用料徴収条例の一部を改正する条例制定についての報告書。

議案の要旨。

小坂町康楽館使用料の適正化を図るために、条例を改正しようとするものであります。

議案可決の理由。

本議案は、小坂町康楽館の運営コストの上昇や昨年改正された消費税増税の適正転嫁によるものであり、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、指定管理にあたっては引き続き経費削減などの経営努力を行うよう要望するものである。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第84号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第84号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第84号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

### ◎議案第85号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第4、議案第85号 小坂鉦山事務所使用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 亀田利美君登壇〕

○産業教育常任委員長（亀田利美君） 議案第85号 小坂鉦山事務所使用料徴収条例の一部を改正する条例制定についての報告書。

議案の要旨。

小坂鉦山事務所使用料の適正化を図るため、条例を改正しようとするものであります。

議案可決の理由。

本議案は、小坂鉦山事務所の運営コストの上昇や昨年改正された消費税増税の適正転嫁によるものであり、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、指定管理にあたっては引き続き経費削減などの経営努力を行うよう要望するものである。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第85号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第85号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第85号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第86号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第5、議案第86号 小坂町「天使館」使用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 亀田利美君登壇〕

○産業教育常任委員長（亀田利美君） 議案第86号 小坂町「天使館」使用料徴収条例の一部を改正する条例制定についての報告書。

議案の要旨。

小坂町「天使館」使用料の適正化を図るために、条例を改正しようとするものであります。

議案可決の理由。

本議案は、小坂町「天使館」の運営コストの上昇や昨年改正された消費税増税の適正転嫁によるものであり、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、指定管理にあたっては引き続き経費削減などの経営努力を行うよう要望するものである。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第86号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第86号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第86号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第87号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第6、議案第87号 小坂鉄道レールパーク設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 亀田利美君登壇〕

○産業教育常任委員長（亀田利美君） 議案第87号 小坂鉄道レールパーク設置条例の一部を改正する条例制定についての報告書。

議案の要旨。

小坂鉄道レールパーク使用料の適正化を図るために、条例を改正しようとするものであり

ます。

議案可決の理由。

本議案は、小坂鉄道レールパークの運営コストの上昇や昨年改正された消費税増税の適正転嫁によるものであり、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、指定管理にあたっては引き続き経費削減などの経営努力を行うよう要望するものである。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第87号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第87号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第87号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

### ◎議案第91号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第7、議案第91号 令和2年度小坂町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○9番（小笠原憲昭君） 私から2点お尋ねをしたいと思います。

まず1点目は、この新型コロナウイルスをいかに抑えるかというふうなことで、いろいろな知恵を出しながら、至るところで工夫をされているというふうに見受けられるわけです。

我が小坂町の状況をみますと、公共施設といわれるところのトイレ、手洗いについては、従来であれば、乾燥する温風が出るような設備で皆さん手を清潔にするというふうなことをすすめておりましたけれども、今、どこへ行きましてもその機械を使用禁止という状況になっております。それに代わる代替措置としては、どこの施設でも、皆さんお分かりだと思っております。それに代わる代替措置としては、どこの施設でも、皆さんお分かりだと思っております。それに代わる代替措置としては、どこの施設でも、皆さんお分かりだと思っております。それに代わる代替措置としては、どこの施設でも、皆さんお分かりだと思っております。

本補正予算ではそういうことが提案されてくるのでないかと、コロナ関連でいろいろな知恵を出しながら工夫した予算措置を我が町はすすめてきているにもかかわらず、なぜそういうところには目が行かないのか。町長は常日頃町民目線と言われているわけですから、私はそれが町民の目線でないかというふうに思うのですけれども、その辺の検討をするということは、まだお考えにならないのでしょうか、お尋ねをしたい。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） 今、議員おっしゃられた件につきましては、トイレにつきましては、乾燥設備については今月から取りあえず止めてはおります。ただ、ペーパータオルにつきましては、そこまでの配置については現在考えておりません。まず皆さんの方でハンカチを持ってきていただいて拭いてもらうということにさせていただきたいと思っております。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） 誠に残念だと言わざるを得ません。できれば、ぜひ、そんなにお金のかかるものではないと思いますし、コロナはいずれ落ち着いていく方向に向かっていくんだと思うのですけれども、いろんなお店、サービスをしようとするところは、全部そういうふうになっています。町長さんもお買物に行けばお分かりと思うのですけれども、スーパーとか、いろんな施設ではもういち早くそういう対応をされている。これがいかにコロナを抑えるかということの安心・安全につながる手だてだということで、皆さん取り組んでいると思いますので、ぜひ、今、総務課長さんが言われる冷たい答弁でなく、私はもう少し温かみのある方策を考えてほしいなと思います。10月には何かまた補正予算のための臨時議会が開かれるようでございますから、補正予算があるのかどうか分かりませんが、いずれそうい

う機会にでもご提案をいただければなという気がして申し上げました。

もう1点、これも新型コロナ関連でありますけれども、小坂町は残念ながら、高齢化率が46、47と非常に高い状況になっています。コロナにかかると重症化するといわれております。持病があったりいろいろな、高齢者には非常に恐ろしいウイルスだ。それに併せて、冬になりますとインフルエンザが流行するのではないかというふうにいわれておりまして、周辺の自治体では、この予防接種、インフルエンザに対応するための予防接種には、あるところでは全町民、村民に対して補助をするというふうな手だてを考えているようでございますが、我が町ではまだ今のところ、高齢者のみにしか、今までですと、そういう予防接種の補助がない。それもたしか1,000円か幾らであったような気がしますけれども、これをもう少しかさ上げするなり、全町民を対象にするなり、いろいろなことをしませんと。でなくても人口が少なく大変な町が、またそういう病気でもって人口減に加速がされていくような状況になれば大変だと思うわけでして。ぜひこれらについても、今回でも予算措置はされておられませんけれども、そういう考えはあるのかどうか、お伺いをしたい。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） インフルエンザの予防接種に関わる助成の関係ということでございますが、現在、鹿角市鹿角郡医師会、それから、大館市北秋田市医師会と協議を進めております。内容等につきましては、これまで小坂町の助成制度といたしますのが、6か月から18歳まで、高校生まで1人2,000円、そのうち6か月から13歳までの子どもたちについては2,000円掛ける2回までという接種を助成しております。さらに、65歳以上の方々につきましては、小坂町では単独ということで1人当たり2,000円の助成を行っております。

現在、医師会と協議しておりますのは、その19歳から64歳までの方を対象として、全町民を対象とした形で1人当たり2,000円の助成ができないかということについて、現在協議をしているというような状況でございます。協議が終了した段階で、また議会の方に、補正予算等の対応についてお諮りさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（目時重雄君） いいですか。はい、そのほか。

○8番（鹿兒島 巖君） 何点かお伺いします。

まず最初に、これは、補正予算の議案の中の11ページに関わって、労働費の中で、新型コロナウイルス感染症対応雇用維持助成金というのと、その下に、新型コロナウイルス感染症対応緊急雇用維持という、この2つがあって、上の方がマイナスで下の方がプラスしてありますが、この事業の違いというのは何なのか、ちょっと分からないので、まずここを教えていた

だきたいと思います。

○議長（目時重雄君） はい、観光産業課長。

○観光産業課長（細越浩美君） この事業の違いでございます。上の方の感染症雇用維持助成金といいますのが、これは会社が休業補償した場合のかさ上げ分ということでありまして、最初、国の方では上限額は8,330円までというふうな形でありまして、それに10分の9を上乗せをするというふうな、そういう制度でございました。それが途中から制度が変わりまして、上限額を1万5,000円にすると。それと、助成率を、6割までは10分の9助成して、4割を超えた分は国が10分の10助成をするという制度に変わった関係でございまして、最初に行った分の制度を、額を減額して新しい制度に対応するための助成の制度をつくったという、そういう内容でございます。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） ということは、今までの制度を少し改めて、内容を変えて切替えの中で、片方を減額して、今まであったものを減額して、なくなるから、減額してそして新しいものについてそれを上乗せした形で発足させるという形になっているということですか。

〔「そうです」と呼ぶ者あり〕

○8番（鹿兒島 巖君） 分かりました。ありがとうございます。それから。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 先ほど小笠原議員がコロナ関連でお尋ねしておりますから、これに関連するわけではありますが、例えば公共施設等の今、いわゆるトイレ等の問題、お話がありました。役場、それからセパーム等々、あるいは川上公民館等のところについての水道、あるいはトイレの水洗化というか蛇口ですね。そこについては、自動給水栓、あるいはレバーハンドルですか。手で回すというか、レバーですから、肘か何かで上げれば出るような、そういう改良、自動給水栓が主ですけれども、そういうふうになっているけれども、学校などはなっていないのではないかと、学校のトイレとか学校の手洗い場は、まだひねるような形の水道ではないかと思っているわけです。そのほかの公共施設を含めて、そういった今、各ところで、なるべく手で触らないような形での改良が進められていると。こういうのもぜひ進めていただきたい。

あるいは、それから自動ドアですね。当町の場合は比較的、公共施設、自動ドアになっておりますけれども、これもドアに触らなくても出入りできるような形での自動ドア化というのが、公共施設の場合は進んでおります。そういう点で、コロナウイルスを一つの機会に、

今言った接触をできるだけしないような形にする、そういう点での点検をしていただいて、学校等、あるいは公共施設等で改良できるものについては改良していただきたい。この際、コロナ関係でのやっぱり国の補助金が出ているわけでありますので、そういうものを活用して取り組んでいただきたいというふうに思っているわけでありますが、これはそういう方向で、先ほどの答弁では、取り組むということによろしいですね。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） 今おっしゃられたのは多分公共施設全てという捉え方だと思いましたが、私の方から答弁いたしますけれども、自動給水栓、あと自動ドア化ということなのですけれども、一応確認はしてみます。まだちょっと全部確認は全然しておりませんので、まず各施設等、確認をちょっとしてみまして、まずできるところからやれる部分はやっていきたいというふうに考えております。

ただ、自動ドアにつきましては、自動ドア化しますとその後のメンテナンスの経費が結構かかる。改良も、多分1台何百万円という形でかかってしまいますので、その後も毎年何十万円のメンテナンス料がかかります。なるべくコストは今後かけたくないという方向もございますので、各施設の状況を把握して、確認して、やれるものはやっていきますけれども、やれないものはそういうふうに対応できないこともあり得ると思いますので、その辺ご理解いただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） ぜひこの際、点検をしていただいて、状況把握をした上で、積極的にできるものを増やしていくという方向で取り組んでいただきたい。例えば、向陽体育館のところの自動ドア化というのも、やっぱり対象になってくるのではないかというふうに思いますが、先ほど予算との関係がありますから、早急には言いませんけれども、できるだけやはり、この際、できるものについては手をつけていただきたいというふうに思っているところであります。

それから、コロナ関連でいえば、いよいよ明日からG o T oトラベル、東京発着が始まります。これに伴って、当然観光客も増えてくるわけであります。これはある意味では非常に喜ばしいことであるけれども、ある意味では、今の状況の中で心配なところもあるということだと思います。そういう点で、特に観光客等の受け入れに関わってのPCR検査、この体制が必要ではないかと思うわけでありますが、この問題はどういうふうに今考えているのか。具体的な対応策があるのかどうなのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） まず1つは、必要なコロナのPCR検査については、鹿角市に設置しております接触者外来等のセンターをまず利用していただくと。これは当然、県並びに県の保健所からの指導によりまして行うということになるかというふうに思っています。ただ、今のところはまだ1件も出ておりません。

それと併せて、現在、国の方で緩和するというので、県の医師会の方で今まとめているというふうに伺っておりますが、コロナの簡易キット、これが承認になれば、各医療機関で、手上げ方式になりますけれども、そういった医療機関の先生がコロナのそういった抗原検査を行えるような状況になってくるだろうと。鹿角郡、それから鹿角市医師会の先生方にも大変、協力したいとおっしゃってくれる先生方がいらっしゃるというふうに伺っておりますので、その辺がはっきりした段階で、また議会の方にも報告をさせていただきたいと思いますが、いずれそういった医療機関でもこの検査ができるような対応になれば、そういった観光客の方でも、いろんな部分で対応が可能ではないかなというふうには思います。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 小坂町でいえば特に宿泊施設のあるところ、十和田湖中心になると思いますが、そこにこのPCR対策というのがやっぱり具体的にないと、非常に発生してからは遅いという部分もありますけれども、ぜひ、この際、特に観光業に携わる業者の方々と、その辺は意見を十分交わしていただきながら対応策を取っていただきたい。多分いろいろな要望があると思います。その要望を把握した上で、どういう対応をしていくことが必要なのか、行政としてできることは何か。そこをやはりしっかり踏まえた上での具体的な対策をしていただかないと、このGo Toトラベルの全国的な展開の中で、やはり観光地というのは非常にやはり心配だというふうに思います。

町長、この辺どういうふうに考えたらよろしいか、何か考えはございますか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） いろいろ各自治体でも考えなければならない部分ですけれども、このPCR等については、やれば一番いいのしょうけれども、なかなかまだ当町だけというわけにもいかないと思います。できる限り早めにやれるようになればいいなと思いつつ、その辺は努力していきたいなと思います。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 重ねて申しますが、明日から、18日からでしたか。全国的なGo

T o トラベルの展開がなると、これに対応する直近の、例えば保健所あるいは県等との連絡会議等は持たれているのでしょうか。そういう中で先ほど言ったような答弁の内容になっているのかどうなのか、ちょっとその辺もう一遍確認させてください。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） G o T o トラベルの関連での協議というものはしてございません。あくまで現状の国の制度改正等に対応するために、どういうふうな方法があるのかということについては、隣の鹿角市ともいろいろと協議をしながら、あるいはまた地元の医師会ともいろいろと協議をさせていただいているというような状況でございます。

○議長（目時重雄君） 8 番。

○8 番（鹿兒島 巖君） ぜひ早急に、まず、関連上部機関、そして具体的に観光業に携わっている方々と、この問題についての状況把握、あるいは意見交換等をまず行っていただきたいと思います。これはまず要望しておきたいと思います。その上で、できる対策はしっかりと取っていただきたいということを要望しておきたいと思います。

それからもう 1 点、これは本議会の初日の全員協議会で説明を受けた防災計画、それが 8 月に決定をしたというお話に関わってでありますけれども、この防災計画の中に添付された資料編に掲載されております内容について確認をさせていただきたいわけではありますが、具体的には目次の第 16、緊急避難場所に関する資料に関してであります。

この資料の、まず 1 には指定緊急避難場所一覧表というのがありまして、これは屋外の避難場所の一覧表になっております。広さと、それから収容人員等が記載されておりました。これ、各避難場所の面積に対する人員の方の比率をみますと、大体 1 人当たり 3 ㎡という割合になっております。1.9 から 3 ㎡ぐらい。ただ、これはコロナの問題でいえば 4 ㎡は必要だというのが私、聞いておりましたが、これは素人なのでそれでいいのかなのか分かりませんが、しかし、野外であるから若干それはいいのかなというふうに理解はしているわけですが、果たしてこの数字で今後いいのかなのか、今まではこうだったけれども、今後やっぱりこれで対応できるのかなのか。その辺は、これは決定資料だというふうに聞いておりますので、確認をさせていただきたい。

それから、関連してその次の 2 については、屋内の避難場所の一覧が出ております。ここでは、面積は出ているけれども収容人数の記載はありません。こういう状況で、これも少なくともそれぞれの屋内の避難場所については、やっぱり収容人数というのは明確にすべきではないだろうかというふうに思うわけですが、その辺はどういうふうに考えたらいいか、

この2点まずお聞かせいただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） それでは、ちょっと私、今、手元にちょっと資料がなかったのですけれども、まず把握している範囲でお答えいたします。

緊急指定避難場所につきましての収容人員につきましては、今おっしゃられたとおり、前の基準、まず2㎡なり3㎡ぐらいでの基準で今は計算しております。

実際、今、県、国の方で言っているのは、最低4㎡、各自治体によってもっと広く取っているところもありますし、もうちょっと狭いところも逆にあります。ただ、それについてはまだ、すみません、担当レベルではまだ現場の確認はしておりません。なので今後現場の確認をして、実際に人数を収容する段階で、どういう区割りでどういう人数を入れるかというのは、これからちょっと詳細なところを詰めていきたいと思っていますので、その段階で、その収容人員のところの人数の変更は随時していきたいと思っています。まず今回は資料編ということなので、その資料編の改正版、今後随時ご提示していきたいというふうに考えております。

併せて、屋内につきましても、基本的に収容人員の表記は指定されておられません。ですのでその辺もちょっと、今後、ほかの町村の現状、あと県からも指導を受けながら、表示すべきであれば表示していきたいというふうに考えております。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 今のお話ですと、これから改めてという話だと思います。ぜひこれは現在の状況に対応した数値等について早急に確定をしていただいて、町民にも周知をお願いをしたい。どこの施設がどのぐらい入るんだということをやっぱり非常に気にしているわけでありますので、その辺も周知方を含めて要望しておきたいと思います。

以上です。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ございませんか。

○5番（菅原明雅君） おはようございます。2点お伺いしたいと思います。

1点は今の小笠原議員、鹿兒島議員に関わる問題であります。G o T o トラベルが始まります。やはり観光の町でありますので、トイレやそういう衛生面での、手拭きを置くとか、そういうのは見落としなく進めていただきたい。小坂町に来て感染したということになるとこれ大変な打撃になるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいというのが1点です。

2点目は、一般質問の中で、町独自の医療機関、小坂町診療所への支援策の準備はあるか

ということでお尋ねをいたしました。今のところはないということで、今後情勢によって変わるということでありましたが、その際少し突っ込んで話したかったのは、やはり支援の仕方というのは2つあると思うのです。1つはやはり直接的な支援、具体的には、ボーナス等に上乘せする、小坂に一つの医療機関ですので、そういう方法があってもいいのではないかとというのが1点。もう1点はやっぱり間接的な支援、具体的にはインフルエンザ予防接種の補助です。それを進めることで診療所の方にお金が回りますので、ということを考えていたのですが、ただ、実際はやはりインフルエンザワクチンの予備があるのかということが大きな問題だと思って質問しませんでした。やはり町で補助するから診療所に行ってどんどんといても、ワクチンが確保できるのかどうなのかなという大きな疑問があったのです。多分、全国的にインフルエンザワクチンというのが、かなり予防接種というのが行われると思いますので、その辺の確保ができないのに、補助を出すのでどんどん行きなさいというのもこれは無責任な話なのだなと思ひまして、追及しなかったのですが、その辺はいかがなものかということです。

本当私は、インフルエンザ予防を進めるべきだと思います。可能であればですね。インフルエンザと新型コロナの見分けが難しいわけですから、できるだけインフルエンザは予防すれば、その上で発熱した人は新型コロナの可能性があるということですよ。そういう見分けもつきやすいので、インフルエンザをできれば受けられるような体制に持っていければ、町民の安心にもなるし、診療機関への収入にもなるしということでお話をしたかったのですが、肝腎のワクチンの数ですね。その辺をまずはお聞きしたい。今、捉えているところで結構です。なかなかこういう発言というのは難しいし、広まっていくとちょっと難しいのかなと思って、一般質問では追及しなかったのですが、現状をお聞かせ願えればありがたいと思います。

○議長（目時重雄君） はい、福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） ワクチンの今年度の製造数につきましては、国の発表によりますと、昨年、前年に比べて7%から10%程度の増産ということは伺っております。それで、本数にしまして約3,200万本、1回当たりの接種、大人に換算した場合に6,400万人分は何とか確保できているというふうな情報はいただいております。

先日荒川先生、小坂の診療所ともいろいろとその辺について協議をさせていただいておりますが、今年度については、昨年よりも少し上乘せした形での本数は何とか確保できたというようなことを伺っておりますので、先ほど小笠原議員の答弁でも申し上げましたが、現在

そういった状況から、19歳から64歳までの方、拡大をした形での接種の呼びかけを行って  
いきたいというふうに思っております。

○議長（目時重雄君） そのほかございませんか。

○5番（菅原明雅君） ぜひ、確保できるのであれば、ぜひインフルエンザワクチンの予防を  
進めていただきたい。理由は先ほど言ったように、インフルエンザと新型コロナの見分けが難  
しいということでもありますので、インフルエンザ予防接種をすれば、その上で発熱した場  
合は新型コロナである可能性が高いし、分かりやすいということにもつながっていきますので、  
非常に安心・安全を目指す町として、ワクチンが確保できるのであればぜひ進めていただ  
きたい。よろしく、できるだけ、小坂町診療所に行けば、診療所の方の収入もあるでしょう  
から、困らないことにもなると。一挙両得だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思  
います。

以上です。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ございませんか。

○4番（亀田利美君） ちょっと農林振興費の中の経営継続支援事業、これ説明の中では、認  
定農業者を対象と、こういう説明を受けました。それで現在の認定農業者、登録者はどの  
ぐらいいるのか。そしてこの支援事業に対してはどのような支援を計画しているのか、その  
辺り、具体的に分かる範囲でお願いいたします。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（細越浩美君） 手元にちょっと資料ございませんので、認定農業者の正確な  
人数については、大体30人ぐらい、法人含めてそのぐらいの人数だったと思います。

今、ご質問があった補助事業の内容でございますが、今、国の方では経営継続補助金とい  
うものを募集をしております。それにつきましては、経営継続に関する取り組みにつきま  
して、補助の上限額を100万円、補助率4分の3という形になっております。そういった補助  
というのはどういうものかといいますと、接触機会を減らす生産や販売への取り組みに要  
する経費、感染時の業務を継続する経費等、そういったものに対しての助成を行うという  
内容であります。実際、4分の3の補助率でございますので、その部分の上乗せを町の方  
でやしていきたいというふうに考えております。

例えば接触機会を減らす省力機械の、といいますのが、よくいわれておりますドローン  
のほか、自動で行う機械の導入というふうな例が示されております。そういったもの  
についての上乗せ、もう一つは、国の方での予算も枠がありますので、積極的な農業を推進する

というふうな部分につきまして、同じような取り組みで行う場合は、国とは若干補助率は下がりますが、町でも単独でそういったものを導入する農家を応援したいというふうに考えておりました、2種類といいますか、2段階で農家の助成というものを考えております。

○議長（目時重雄君） 4番。

○4番（亀田利美君） 町独自というような言葉が出たのですが、認定農業者を対象にした場合の公正、公平な、そういうものを支援事業としてやっていけるのかどうか。その辺の町独自でどのような支援を講じていくのか。その辺、もう出ていると思うのですが、少しその辺を具体的にちょっと説明をお願いします。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（細越浩美君） 国の方の支援を受ける場合につきましては、国の方で、支援機関というものを通して国へ申請すると。その支援機関につきましては、具体的には農協などを通して、経営計画、そういう計画を認定してもらって国の方へ出すというふうなことでございますので、町の方でも、そういった支援機関を通して申請してもらおうというふうな、そういう内容を現在考えております。

○議長（目時重雄君） 4番。

○4番（亀田利美君） 課長説明するのは、農協さんでやっている支援事業、これは、私どもは情報は遅かったんだけど、情報を認定農業者の方からいただいて、それで手続きをやっているのです。今回もまた国の第2弾が出ているわけですがけれども、その情報も我々には入ってきてない。別の方からの情報で昨日聞いていました。今週いっぱい期限だと。こういうふうないろんなコロナに関しての支援策が出てきている、農業にも出てきております。ですので町の農林班としても、そういう情報を的確につかんで、早めにその情報提供をしていただきたいと、こういうふうに思いますので、よろしく願いして終わります。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ございませんか。

○11番（椿谷竹治君） 1つだけ教えていただきたいというかお願いなのですが、地域応援商品券事業の第2弾というのが補正に載っていますが、説明では年末にかけてということであったのですが、大変第1弾の評判がよくて、町民の方も結構喜んでおります。非常に聞かれる声としては、1,000円券だけだとどうしても、お釣りということの絡みがありまして使い勝手が悪いので、もしできるのであれば500円券があればいいなという声が結構聞かれます。その辺をご検討いただけるかどうか、お願いというか、してほしいのですが、その辺の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（細越浩美君） 1,000円券のみで使いづらいというふうな話は、主に飲食店のところ辺りではそういった声が出ているという情報は、私どもの方にも届いております。ですので、1,000円券だけでなくもっと使いやすい方法、どういうものがあるのかなど。また、額についても500円がいいのか、100円がいいのか、そういったものについては、現在検討中であります。できるだけ町民のご要望に沿えるような額ややり方を考えていきたいと思っております。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第91号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第91号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第92号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第8、議案第92号 令和2年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第92号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第92号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第93号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第9、議案第93号 令和2年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第93号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第93号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第94号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第10、議案第94号 令和2年度小坂町小坂財産区特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第94号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第94号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第95号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第11、議案第95号 令和2年度小坂町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第95号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第95号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時15分

○議長（目時重雄君） 再開いたします。

---

#### ◎議案第96号～議案第100号の上程、説明、採決

○議長（目時重雄君） 日程第12、議案第96号、日程第13、議案第97号、日程第14、議案第98号、日程第15、議案第99号、日程第16、議案第100号 小坂町情報公開審査委員会の委員選任につき同意を求めることについては、これを一括議題として議案の朗読、提案理由の説明を行い、その後、採決は各議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第96号、議案第97号、議案第98号、議案第99号、議案第100号は一括議題といたします。

職員にそれぞれの議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第96号から議案第100号の小坂町情報公開審査会の委員選任につき同意を求めることについて、一括して提案理由をご説明申し上げます。

小坂町情報公開審査会の委員の選任につきましては、小坂町情報公開条例第13条第3項に規定されているところであります。

このたび、小坂町情報公開審査会の委員の任期が令和2年9月30日をもって満了となりますことから、議案にありますとおり、伊藤智子さん、青島達也さん、花田洋二さん、葛西壽さんにつきましては、引き続き委員の適任者として再任の提案を申し上げ、齊藤孝志さんにつきましては、新たに委員の適任者として提案申し上げるものであります。

伊藤さん、青島さん、花田さん、葛西さんは、これまでの委員活動はもとより、人格、識見、経験ともに申し分のない方々だと確信いたしております。

齊藤さんは、お仕事や地域活動で培われてきたこれまでの経験を活かして、審査会の委員として活動していただけると確信いたしておりますし、人格、識見ともに申し分のない方だと確信いたしております。

なお、任期は令和4年9月30日までとなります。

慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件は人事案件であります。したがって、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

これより、日程第12、議案第96号 小坂町情報公開審査会の委員選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第96号は投票による表決の方法で行います。

この採決は無記名投票により、これを行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第96号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は11人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には、11番、椿谷竹治君、1番、船水隆一君の2人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、11番、椿谷竹治君、1番、船水隆一君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に、賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、うち賛成11票、反対ゼロであります。

賛成全員であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（目時重雄君） 日程第13、議案第97号 小坂町情報公開審査会の委員選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第97号は投票による表決の方法で行います。

この採決は無記名投票により、これを行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第97号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は11人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には、2番、栗山忠三君、3番、本田佳子君の2人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、2番、栗山忠三君、3番、本田佳子君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に、賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、うち賛成11票、反対ゼロであります。

賛成全員であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（目時重雄君） 日程第14、議案第98号 小坂町情報公開審査会の委員選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第98号は投票による表決の方法で行います。

この採決は無記名投票により、これを行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第98号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は11人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には、4番、亀田利美君、5番、菅原明雅君の2人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、4番、亀田利美君、5番、菅原明雅君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に、賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投 票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、うち賛成11票、反対ゼロであります。

賛成全員であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（目時重雄君） 日程第15、議案第99号 小坂町情報公開審査会の委員選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、投票による表決の方法により行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第99号は投票による表決の方法で行います。

この採決は無記名投票により、これを行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第99号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は11人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には、6番、秋元英俊君、7番、成田直人君の2人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、6番、秋元英俊君、7番、成田直人君を立会人に指名いたします。  
投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に、賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。  
ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、うち賛成10票、反対1票であります。

賛成多数であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（目時重雄君） 日程第16、議案第100号 小坂町情報公開審査会の委員選任につき同

意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第100号は投票による表決の方法で行います。

この採決は無記名投票により、これを行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第100号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は11人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には、8番、鹿兒島巖君、9番、小笠原憲昭君の2人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、8番、鹿兒島巖君、9番、小笠原憲昭君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に、賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、うち賛成11票、反対ゼロであります。

賛成全員であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（目時重雄君） 昼食休憩に若干早いわけですがけれども、案件が引き続きありますので、これより昼食休憩に入りたいと思います。

なお、再開は午後1時といたします。よろしくをお願いいたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時00分

○議長（目時重雄君） 午前中に引き続き、会議を再開いたします。

---

#### ◎議案第101号の上程、説明、採決

○議長（目時重雄君） 日程第17、議案第101号 固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

[職員議案朗読]

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長（細越 満君） 議案第101号 固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会の設置、選任等につきましては、地方税法第423条、町税条例第77条で規定されているところであります。

このたび、澤口紀夫委員の任期が令和2年9月30日で満了いたします。議案にありますとおり、澤口紀夫さんを委員の適任者と考え、再任の提案を申し上げるものであります。

澤口さんは、仕事柄、町内の土地等について精通されており、平成29年10月1日から固定資産の評価審査委員として、固定資産の評価額等について審査してきていただいております。

なお、任期は令和5年9月30日までとなります。

澤口さんの人格、識見をご推察の上、慎重ご審議いただき、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件は人事案件であります。したがって、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

この採決は、投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第101号は投票による表決の方法で行います。

この採決は無記名投票により、これを行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第101号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は11人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には、10番、熊谷聰君、11番、椿谷竹治君の2人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、10番、熊谷聰君、11番、椿谷竹治君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に、賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、うち賛成7票、反対4票であります。

賛成多数であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

---

◎議案第102号、議案第103号の上程、説明、採決

○議長（目時重雄君） 日程第18、議案第102号、日程第19、議案第103号 小坂町教育委員会の委員選任につき同意を求めることについては、これを一括議題とし、議案の朗読、提案理由の説明を行い、その後、採決は各議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第102号、議案第103号は一括議題といたします。

職員にそれぞれの議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第102号及び議案第103号の小坂町教育委員会の委員選任につき同意を求めることについて、一括して提案理由をご説明申し上げます。

小坂町教育委員会委員の選任につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で規定されているところであります。

当町の教育委員であります成田一志さん、栗田博美さんは、令和2年9月30日で任期が満了することになりますことから、議案にありますとおり、成田一志さんにつきましては、引き続き委員の適任者として再任の提案を申し上げ、福嶋正希さんにつきましては、新たに委員の適任者として提案申し上げるものであります。

成田さんは平成26年から教育委員の任にあり、その活動実績は高く評価され、人格、識見、経験ともに申し分のない方だと確信いたしております。

福嶋さんは町の各種委員を引き受けていただいております、特に教育行政においては、小中学校PTA役員を務めるなど、精通されており、人格、識見ともに申し分のない方だと確信いたしております。

なお、任期は令和6年9月30日までとなります。

慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件は人事案件であります。したがいまして、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

これより、日程第18、議案第102号 小坂町教育委員会の委員選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、投票による表決の方法で行うことにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第102号は投票による表決の方法で行います。

この採決は無記名投票により、これを行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第102号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は11人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には、1番、船水隆一君、2番、栗山忠三君の2人を指名したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、1番、船水隆一君、2番、栗山忠三君を立会人に指名いたします。  
投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に、賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。  
ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、うち賛成8票、反対3票であります。

賛成多数であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（目時重雄君） 日程第19、議案第103号 小坂町教育委員会の委員選任につき同意を

求めることについてを採決いたします。

この採決は、投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第103号は投票による表決の方法で行います。

この採決は無記名投票により、これを行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第103号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は11人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には、3番、本田佳子君、4番、亀田利美君の2人を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、3番、本田佳子君、4番、亀田利美君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に、賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

[投票]

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、うち賛成11票、反対ゼロであります。

賛成全員であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

---

#### ◎意見書案第5号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第20、意見書案第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、趣旨に賛同する議員11名による議員提案であります。議員各位におかれましては、趣旨を理解されたものと思いますので、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第5号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第5号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会中の継続審査申出書について

○議長（目時重雄君） 日程第21、閉会中の継続審査申出書についてを議題といたします。

議会運営委員長から、小坂町議会会議規則第69条の規定により、皆様のお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

#### ◎町長発言

○議長（目時重雄君） ここで、町長から発言を求められております。

この際、発言を許可いたします。

町長。

○町長（細越 満君） 大変、今終わろうとしているときに発言を許可いただきまして、時間を割いていただきましてありがとうございます。

というのは、6月定例会の、8番、鹿兒島議員の一般質問の答弁について、町長は次どうというふうな、出馬するのかわからないのかというような質問がありました。私といたしましては、

9月定例会ぐらいまでには決めたいなという思いをしておりましたので、本会議の中で答弁をさせていただきたいなと思って時間をいただきました。

私といたしましては、残された期間が半年強という時期になりました。最後まで全力で町政に取り組んでいきたいと思えます。その後、町長選については、ぜひとも皆様のお力をいただきながら、出馬したいという考えでありますので、よろしく願いして、答弁とさせていただきます。ありがとうございます。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本定例会に予定されました案件は全部終了いたしました。

これをもって、令和2年第6回小坂町議会定例会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午後 1時34分